

厚生労働省

○経済産業省令第 号
環 境 省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三条第一項の規定に基づき、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 名

経済産業大臣 名

環境大臣 名

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年^{厚生省}通商産業省^{令第一号}）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(確認を受けた新規化学物質に係る報告)</p> <p>第五条 法第三条第一項第四号の規定による確認を受けた者は、次の各号に掲げるいずれかの方 法により、毎年度六月末日までに、前年度にお ける当該新規化学物質の取扱状況を厚生労働大 臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなけれ ばならない。ただし、前年度に当該新規化学物 質を製造せず、輸入しなかつた場合にはこの限 りではない。</p>	<p>(確認を受けた新規化学物質に係る報告)</p> <p>第五条 法第三条第一項第四号の規定による確認を受けた者は、次の各号に掲げるいずれかの方 法により、毎年度六月末日までに、前年度にお ける当該新規化学物質の取扱状況を厚生労働大 臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなけれ ばならない。ただし、前年度に当該新規化学物 質を製造せず、輸入しなかつた場合にはこの限 りではない。</p>

一 「略」

二 第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

(電子情報処理組織による届出等)

第十一条 法第三条第一項の届出、法第五条第一

項若しくは第七項の申出又は第四条の申出(以下「届出等」という。)を行おうとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により電子情報処理組織(厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算

一 「略」

二 第十一条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

(電子情報処理組織による届出等)

第十一条 法第三条第一項の届出、法第五条第一

項及び第七項の申出、第四条の申出並びに第五条の報告(以下「届出等」という。)を行おうとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により電子情報処理組織(厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定

機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならぬ。ただし、届出等を行おうとする者が、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出すること

する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならぬ。ただし、届出等を行おうとする者が、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等

を妨げない。

一〇三 「略」

2 「略」

(電子情報処理組織による申出等)

第十三条 第五条の報告又は第六条第一項、第七

条若しくは第九条第一項の申出(以下「申出等

」という。)を行おうとする者は、情報通信技

術活用法第六条第一項の規定により電子情報処

理組織を使用して申出等を行うときは、厚生労

働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の定めると

ころにより、次に掲げる事項を申出等を行おう

を提出することを妨げない。

一〇三 「略」

2 「略」

(電子情報処理組織による少量新規化学物質等の確認に係る申出)

第十三条 第六条第一項、第七条又は第九条第一

項の申出を行おうとする者は、情報通信技術活

用法第六条第一項の規定により電子情報処理組

織を使用して申出を行うときは、厚生労働大臣

、経済産業大臣及び環境大臣の定めるところに

より、次に掲げる事項を申出を行おうとする者

の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣

とする者の使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならぬ。

一 電子申出等様式（申出等を電子情報処理組織を使用して行う場合において従ふこととされている様式であつて、申出等を書面等により行うときに従ふこととされている様式に記載すべき事項のうち、申出等の名称、申出等を行う日付、申出等を行う相手方の名称、申出等を行う者の住所、申出等を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに申出等を行う旨の表示を記録すべ

、経済産業大臣及び環境大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならぬ。

一 電子届出等様式に記録すべき事項

きものとして、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。)に記録すべき事項

二 第五条の規定により報告すべきこととされている事項又は第六条第一項、第七条若しくは第九条第一項の規定により申し出るべきこととされている事項

三 「略」

備考 表中の「」は注記である。

二 第六条第一項、第七条又は第九条第一項の規定により申し出るべきこととされている事項

三 「略」

附則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。